

# 保護制度の運用状況

表① 実施機関別情報公開請求件数と処理状況 (単位:件)

区分	請求	処理状況					不服申立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	
市長	59	31	24	0	1	3	0
教育委員会	4	2	2	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計	63	33	26	0	1	3	0

※実施機関＝制度を実施している市の各機関のことで。

■公開の請求と処理状況  
 市政情報の公開請求の内容は、市長部局では市長・副市長、懲戒処分に関する公文書など、教育委員会では高山小学校建て替え関連資料などがありました。

■情報公開審査会の開催状況  
 実施機関の非公開決定や一部公開決定などに対し、請求者から不服申立てがあったときに、その決定が適当かどうかを公表します。

■情報公開審査会の開催状況  
 数と処理状況は表①、非公開理由の内訳は表②、請求者の内訳は表③のとおりです。

## 市政情報を活用しよう

### 情報公開制度

市の情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める権利を、市民の方にももちろん、広く市民以外の方にも保障するものです。一方、市は情報を公開する義務を負うことになりません。公開が原則ですが、個人の私生活に関する情報、法人の利害に関する情報、公開すると公正または適正な市政運営に支障をきたすおそれのある情報など、公開できないものもあります。

この制度によって、より開かれた民主的な市政を目指してまいります。平成14年度の運用状況をお知らせします。

↓情報公開総合窓口 ☎内線2214

表② 非公開理由の内訳 (単位:件)

個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの	18
法人の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの	7
事務事業の公正または適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの	0
公開することにより、市の人事行政に著しい支障がある情報	0
公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれのあるもの	1
合計	26

表③ 請求者の内訳

市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体	合計
15	0	10	16	41

## プライバシーを守ります

### 個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成14年度の運用状況を公表します。

#### 個人情報の保管などの届け出

市が申請書や届出書などで個人情報保護法に定める目的や内容について、実施機関は市長に届け出をし、市長はそれを個人情報保護委員会に報告することが義務づけられています。届け出の内訳は、表④のとおりです。

#### 目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内部で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提

表④ 個人情報保管等届け出の内訳 (単位:件)

実施機関	届け出件数	項目別届け出件数		届け出の主な内容
		新規	変更	
市長	139	新規	61	児童扶養手当支給および水道事業一元化に伴う新規の様式の作成など
		変更	42	水道事業一元化および身心障害者福祉システム導入に伴う様式の変更など
		廃止	36	水道事業一元化に伴う様式の廃止など
教育委員会	6	新規	2	図書館のインターネット予約事業開始に伴う新規の様式の作成
		変更	3	補助金交付団体の名称変更に伴う様式の変更
		廃止	1	図書館のインターネット予約事業開始に伴う様式の廃止

## ◆情報公開・個人情報保護制度のしくみ◆

### 情報公開制度

市が持っている情報は、市民のみならず、市民との共有の財産です。情報公開制度というのは、だれでもが、市が持っている情報を見たいときに、いつでも、公開の請求をすることができる権利を保障したものです。

#### ◆公開を請求できる人

だれでもが、市政情報の公開を請求できます。

#### ◆公開を実施する機関

市長部局、教育委員会、市議会など市のすべての機関。

#### ◆公開を請求できる情報

市政情報は、作成したり、受け取ったりしたときから、公開の対象となります。

#### ◆公開することができない情報

◇法令で明らかに公開できないとされているもの

◇個人のプライバシーに関するもの

◇企業や個人の事業活動に関するもの

◇市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

#### ◆救済の制度

請求した情報が公開できないと決定されたときに、その決定に不服がある人は、不服申立てができます。不服の申立てがあると、情報公開審査会が、その決定が適当かどうか審査して答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または決定をします。

### 個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るには、その本人に関する情報の流れをコントロールする権利を保障することが大切です。個人情報保護制度というのは、市が持っている個人の情報をその本人が見たり、誤りを訂正できたりする権利を保障したものです。

#### ◆開示等の請求

◇自分の情報は、見て知ることができます（開示請求）。

◇自分の情報に誤りがあれば、訂正を求めることができます（訂正請求）。

◇自分の情報が間違っていて集められたりしたら、削除を求めることができます（削除請求）。

◇自分の情報が間違っていて使われたりしたら、使用の中止を求められます（中止請求）。

#### ◆開示できない個人情報

◇法令で明らかに開示できないとされているもの

◇第三者のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

◇医療に関するものうち、本人が診療を受けた医療機関から診療上支障が生じない旨の確認がとれないもの

◇市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

◇実施機関が個人情報保護委員会の意見を聴いて決めたもの

#### ◆個人情報の適正な取扱い

個人の情報の適正な取扱いを図るた

め、保管などの届け出、収集・利用などの制限、改ざんなどの事故の防止など必要な措置を講じています。

#### ◆救済の制度

自分の情報の処理について苦情があるときは、苦情の申出をすることができます。また、開示などの請求が認められないときは、不服の申立てをすることができます。不服の申立てがあると、個人情報保護審査会が、その決定が適当かどうか審査して、答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または決定をします。

### 制度を利用する場合は

#### ◆請求の方法

情報公開、個人情報の開示などの請求は、市役所本庁舎2階「情報公開総合窓口」にお越しください。所定の請求書があります。情報がどこの課の仕事かわからないときは、ご相談ください。

#### ■情報公開総合窓口

市役所本庁舎2階にある「情報公開総合窓口」では、市政情報の公開請求や個人情報の開示請求などの受付、制度の案内を行っています。

#### ■市政資料室

市で作成した刊行物を中心に、都やほかの自治体の刊行物、官報、白

い。「市政情報目録・個人情報目録」も備えてあります。

※電話や口頭での請求はできません。

#### ◆公開等の決定

原則として、請求した日から15日以内に、公開・開示するかどうかを決定して、お知らせします。

#### ◆公開等の方法

情報の公開・開示は、「情報公開総合窓口」で、文書の原本を見ていただけます。原本をお見せできないときは、その写しにより見ていただくこともあります。自分の情報を見るときは、本人であることを証明する運転免許証、保険証などが必要です。

#### ◆費用

無料です。情報の写し（コピー）が必要なときや郵送を希望するときは、それぞれ実費を負担していただきます。

書などを備えています。また、複写機も設置（1面10円）しています。

#### ■市の刊行物を

##### 販売しています

市で作成した刊行物を広く提供できるように、有償での頒布を行っています。

⇒情報公開総合窓口 ☎内線2214